

府道物部梅迫停車場線改築工事及びこれに伴う附帯工事（京都府綾部市上八田町延様地内から同府同市同町ヒシロ地内）に関する事業認定理由

平成15年2月12日に京都府より申請のあった府道物部梅迫停車場線改築工事及びこれに伴う附帯工事（京都府綾部市上八田町延様地内から同府同市同町ヒシロ地内）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち府道物部梅迫停車場線改築工事（以下「本体工事」という。）は、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法（昭和27年法律第180号）による道路に関する事業に該当する。また、本体工事に伴う附帯工事は、本体工事の一部である水路設置工事の施行のために一時的に必要となる用地の掘削事業であり、本体工事に欠くことができないものであることから、土地収用法第3条第35号に掲げる施設に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、府道物部梅迫停車場線（以下「本路線」という。）における京都府綾部市上八田町延様地内から同府同市同町ヒシロ地内までの延長約2,140mの区間（以下「本件区間」という。）に係るものであるところ、本路線は、道路法第7条の規定に基き、京都府知事が京都府道に認定した路線であり、京都府は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間について現道の拡幅工事を行うもので、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級（山地部）の規格に基づき2車線の道路を建設する改築事業である。

本件区間に係る現在の本路線は、幅員狭小な区間が連続する上、歩道が未設置であることから、車両及び歩行者等の円滑な交通に大きな支障が生じている。本件事業の施行により、本件区間の狭小な幅員を拡幅し、あわせて歩道を設置することにより、本路線の自動車及び歩行者等の安全で円滑な交通の確保に相当の寄与が見込まれることから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益について

一方、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）による環境影響評価の対象の事業となっていないが、本件事業の施行により失われる利益として、自然環境・生活環境への影響が考えられる。しかしながら、本件区間には希少動植物の分布は特に認められないこと等から勘案して、自然環境に与える影響は小さいと考えられる。また、工事実施にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械を使用して、騒音・振動を抑制する対策を講じていること等から、生活環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

以上により、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると判断される。

(3) 代替案の比較について

また、本件区間の改築ルートとしては、次のイ・ロ・ハの3案が考えられる。

イ 起点から人家が連たんしている地区をバイパスにより南側に避けて西進し、府道
澗垣上八田線を通過した後、現道に接続し、その後、現道の南側を利用拡幅しながら
終点に至る延長約2,150mのルート

ロ 起点から現道の北側を利用拡幅して西進し、市道平山大日線との交差点付近で現
道の南側を利用拡幅しながら終点に至る延長約2,140mのルート

ハ 起点から現道の南側を利用拡幅して西進し終点に至る延長約2,140mのル
ート

これらのルートについて、地域の土地利用の状況を踏まえ、潰地及び移転・除却を
要する支障物件の量及び実質的な生活等への影響、工事施工の難易度、事業費等、社
会的、技術的及び経済的な面から比較を行うと、イについては、潰地面積が最も多く、
工事施工対策が必要となるなど地域住民に与える影響が大きいと不適切と考えら
れ、ロについては、支障物件が最も多く、事業費についても最も高額となるので不適
切と考えられるのに対し、ハについては、比較的支障物件が少なく、生活道路として
の利便性も減少しない上、最も経済的であることが認められる。

以上の諸事情を総合的に比較検討した結果、本件事業のルートであるハは、最も合
理的なルートであると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本
件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められると
ともに、(3)で述べたように、本件事業のルートは代替案と比較して最も合理的である
と認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断され
る。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業については、本路線が沿線地域の生活に欠くことができず、周辺地域の経
済活動を支える幹線道路であることを踏まえると、本路線の幹線道路としての機能を
早急に実現する必要があると認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

また、本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づく必要最小限の
範囲であると認められる。さらに、収用の範囲は、本体工事により恒久的に設置され
る施設の範囲にとどめられており、使用の範囲は、本体工事の一部である水路設置工
事の施行のために一時的に必要となる掘削用地として必要な範囲にとどめられてい
ることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があ
ると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第 20 条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。